会 議 録

会議の名称	豊中市特別職報酬等審議会		
開催日時	平成28年(2016年)12月26日 (月) 10時00分~12時00分		
開催場所	市役所議会棟2階大会議室	公開の可否	可・不可・一部不可
事務局	総務部人事課	傍 聴 者 数	1人
公開しなかった理由			
委員	宫本又郎、 吉村直樹、 山田徹、 平井薫、 久山信子、 勝正雄、 相原洋、 清水聖子、 笹弘文(計9名)		
出 席 事務局 者	(説明員) 総務部長 菊池秀彦 総務部次長兼人材育成長 中尾栄一 総務部人事課長 大澤亮太 総務部職員課長 蓬莱秀夫 財務部財政課長補佐 伊藤洋輔 市議会事務局長 五嶋保弘 市議会事務局次長兼総務課長 尾林佳子		
その他	総務部人事課 倉田仁一、西岡良和、政近明子、末次菜穂		
議題	 会長の選挙について 会長職務代理者の指定について 特別職の報酬等について 政務活動費について その他 		
審議等の概要			

審議等の概要(主な発言要旨)

1. 市長の挨拶

審議会の開催に先立ち、淺利市長から次のような挨拶があった。

(要旨)

本審議会委員の改選の年にあたり、皆様には新たに委員としてご就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、お礼申し上げます。

さて、特別職の報酬等の額につきましては、平成23年度に、本審議会から平均6.7 %引き下げる答申をいただき、平成24年3月議会において関係条例を改正し、平成24 年4月から施行いたしました。

「特別職の報酬等」につきまして、本年度におきましては、「諮問」はいたしておりませんが、本日は、他市の状況や本市の財政状況のほか、政務活動費の収支報告などにつきまして、事務局からご説明させていただくことにしております。

2. (案件1) 会長の選挙について

会長の選挙を行い、宮本又郎氏を選出した。

3. (案件2) 会長職務代理者の指定について 会長が、吉村直樹氏を指定した。

4. (案件3) 特別職の報酬等について

事務局から資料「豊中市特別職報酬等審議会関係資料」に基づき、豊中市の特別職報酬等の減額状況や大阪府内や近隣都市・類似都市の報酬等の動向、議会の活動状況などについて説明を行った。

また、「豊中市財政関係資料」に基づき、本市の財政状況について説明を行った。

(質疑・意見交換)

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委 員:(財政関係資料について)文化芸術センターは府や国からの補助はないのか。

事務局:補助はない。

委 員:文化芸術センターの維持費については、表でいうとどの部分から使うのか。また、黒字が見込まれているのか。

市長、副市長の給料については、他市で減額しているところが増えているよう だが、それはなぜか。

事務局:表では、一般会計の物件費や維持補修費の中に維持費が含まれている。維持費 削減及び歳入の確保等により赤字にならないよう努める。

市長、副市長の給料を減額している市は、前年と比較すると減っており、ここ数年は減少傾向である。

委員:市長、副市長の給料の自主減額は市の財政状況によるのか。

事務局:市長の政治的判断が大きい。本市の場合は、財政状況改善を理由に減額を終了しており、他市においても財政状況を理由とするところは多いと思う。そもそも減額した額が適正かどうかは審議会において議論すべきとの理由で、審議会で議論されない自主減額をやめたところも多いと思われる。

委 員:文化芸術センターは建設費が多くかかったと思うが、現在のところ、今後他に 建設等で大きなお金がかかる計画があるか。

事務局:今後の建設等で大きいものをいうと、南部地域学校再編に係る小中一貫校の建設や、南部コラボセンターの計画もある。また、既存施設の老朽化の対応により改修費用がかかることも予想される。

委員:市債は金融機関に発行しているのか。

事務局:主に国から借入している。

委員:市民からの借入はあるか。

事務局:制度としてはあるが、本市での実績はない。政令市などでは行っているところ もある。

委員:国をあげて子育て支援に力を入れており、学童保育についても国の方針では6年生までだが、豊中市は4年生までしかない。その理由としては施設が足りない、 指導員の給料が少ないなどと聞いているが、その中で人件費が減っている理由 はなぜか。

事務局:人件費が減少しているのは、民間で出来る分は民間へという動き。学童保育については豊中市では学校でやっているので、スペースの問題がある。他市では、民間の施設を活用したり、委託化でカバーしているところがあり、その方向も含めて検討していきたい。

委 員:財政状況は他市と比較してどうか。良いならその要因は。特別職の報酬にもか かわる部分だと思うが。

事務局:資料の経常収支比率の状況をご覧いただくと、平成21年度は他市より悪い状況であったが、平成26年度には数値が改善しており、中核市や全国平均より高いものの、府内都市より低い数値となっている。他市も改善してはいるが、本市はより改善していて、平成11年に財政非常事態宣言をして行財政改革をすすめた結果であると認識している。

人件費についても、委託化や業務改善、多様な雇用形態の活用により定数の適 正化を行っている。

委員:財政資料の「投資的経費」とはどの内訳を示しているのか教えていただきたい。 また、「貸付」については、「歳出」となっているが、一般企業でいうとむしろ 資産に計上すべきかと思うがどうか。

事務局:「投資的経費」とは工事関係の費用で、文化芸術センターの建設費や学校耐震化 が含まれている。

「貸付」については、市の会計は一般企業と異なりいわゆる「単式簿記」であり、 現金の出入りだけを計上しているため、表上は「歳出」となる。別に公表して いる「とよなかの家計簿」では、一般企業と同様の「複式簿記」に準じて集計 した財務書類を作成し、「資産」に計上している。 5. (案件4) 政務活動費について

資料「政務活動費に関する資料」に基づき、豊中市議会政務活動費の交付に関する条例や規程、大阪府内や近隣都市・類似都市の交付額の状況について、事務局が 説明を行った。

(質疑・意見交換)

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委員:豊中市は会派ごとに支給しているということで、今年は他市でいろいろあった が、個人で発覚したということは、個人に渡しているということなのか。

事務局:市によって、個人へ交付、会派へ交付、会派と個人へ交付する場合がある。本 市でも会派に交付しても個人的経費での支出が可能である。他市のケースも個 人に渡しているから問題ということではないと考えている。

委 員:個人に支出するとより不正がしやすいのでは。会派ごとに書類を提出させてい るのか。

事務局:会派ごとに収支報告等を提出することになっている。ただし、1人会派も認められているため、結果として個人が提出している場合もある。

委員:政務活動費が必要かどうか。報酬もそれなりにあるため、その中で活動しては どうか。議員の人数も多すぎると思う。勉強する本は自分の報酬から支出する べき。報酬から出すのであれば、考えながら使うのではないか。ボランティア 精神をもってほしい。

委員:たしかに、報酬の中でやるのであれば使途を明確にしなくてもよいのでは。誰に会ったかなど明確にしにくい部分もあるのではないか。 そもそも、政務活動費ができた経緯は。

事務局:昭和56年に会派が活動するための費用として「市政調査研究費」を要綱等により設置した。平成13年に地方自治法で「政務調査費」が定められ、平成25年に「政務活動費」となった。

委 員:議員の報酬は「仕事に対する対価」であり、政務活動費も同様のもので、二重 どりではないか。

事務局:報酬は生活給的な意味合いがある。政務活動費は政務活動するために目的を限 定されたものである。

委員:会社員などは、給料とは別に出張費など経費がでる。チェック機能がしっかりしていれば、議員も活動するための補助があってもよいと思う。

委 員:豊中市は内規が優れている。「だめなもの」が明記されている。

金額の妥当性について考える場合は、執行率が目安になると思うが、安定して80 %程度なのであれば、額を減らすのが現実的なやり方だと思う。

問題の防止については透明性をどこまで示せるかだが、ネット社会なので内規を かえていく必要があると思う。

6. (案件5) その他について

委員:毎年審議会を年末に行っている理由は。

事務局:人事院勧告が夏ごろ出されるが、例年それを受けて12月議会で一般職の給料の

改定を行っている。一般職の給料の改定状況をみて議論していただき、4月に改

正を行うことを想定するとこの時期になることをご了承いただきたい。

(審議会終了)